

加盟チーム規程

制定 平成 30 年 5 月 18 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）の加盟チームに関する事項を定める。

(加盟チーム)

第 2 条 本協会定款（以下、定款という）第 3 章による加盟チームは、別表 1 に定める。

(新規加盟)

第 3 条 定款第 7 条 2 項により、新たに本協会の加盟チームとして加盟を希望するチームは、その発起人代表から次の書類を本協会会長（以下、会長という）に提出し、本協会理事会（以下、理事会という）による加盟審査を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 加盟チームの規約等
- (3) 4 名以上の発起人名簿
- (4) 名簿（強化スタッフ、強化指定選手）
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び当該年度予算書
- (6) その他理事会が必要と判断した資料

2 新規加盟となった加盟チームは、最初の 2 年間を試用期間として扱う。

(脱退)

第 4 条 定款第 7 条第 5 項により、加盟チームが脱退しようとする場合には、理由を付した脱退届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 加盟チームが休会しようとするときは、その理由を付して休会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。なお、休会期間は承認後 2 年間とし、加盟料の納入等は免除するものとする。

3 前項における休会中の加盟チームが復帰しようとするときは、復帰届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

4 2 項における休会中の加盟チームが期限内に復帰できない場合は、自動的に脱退したものとみなす。但し、加盟チーム代表が定款第 8 条 (2) で定める賛助会員である場合、この限りでない。

(除名処分)

第 5 条 第 12 条 (4) により、加盟チームは理事会の決議を経て、除名されることがある。なお、除名されることが決まった場合、会長は直ちに加盟チーム代表へ通知しなければならない。

(権利)

第6条 加盟チームはチーム内から定款第8条2項で定める代議員を選出できるが、試用期間中は代議員を選出できない。その代わり、オブザーバーとして代議員会に出席することができる。

2 試用期間中の加盟チームは、チーム運営に必要なノウハウについて理事会より指導・助言等を受けることができる。

(加盟料)

第7条 加盟チームは、定款第7条第4項に規定する加盟料を、毎年6月末日までに納入しなければならない。

2 加盟料の金額は、10万円とする。

(加盟料等の精算)

第8条 加盟チームが第4条により脱退、または退会した場合、既に納付した加盟料等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退または退会前に支払の義務が生じた加盟料等は、直ちに納付しなければならない。

(残余財産の帰属)

第9条 加盟チームが第4条により脱退、または退会した場合、チームが保有する残余財産は、本協会に贈与するものとする。

2 加盟チームが第5条により休会した場合、チームが保有する残余財産は、復帰するまで会長に預けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(提出書類)

第11条 加盟チームは、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、次の書類を添えて本協会に報告しなければならない。

(1) 当該年度の名簿（強化スタッフ、強化指定選手）

(2) 前年度の収支報告書並びに事業報告書

(3) 当該年度事業計画書及び当該年度予算書

(処分)

第12条 加盟チームが第7条に示す加盟料の支払いを怠ったとき、第11条に定める任務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本協会の加盟チームとして不相当と認められるときは次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 加盟資格停止
- (4) 除名

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会の議を経て別に定める。

(強化スタッフの任命)

第13条 加盟チームの強化スタッフの任命方法は次のとおりとする。

- (1) 理事会でチーム代表、強化責任者を任命し、会長が委嘱する。
- (2) 強化責任者が強化スタッフを任命し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2 前項の具体的な手続き及び内容については、別に定める強化スタッフ規定による。

(強化指定選手の選考)

第14条 加盟チームの強化指定選手は、加盟チームの強化委員会で強化指定選手を選考、理事会の承認を経て会長が指定する。

2 前項の具体的な手続き及び内容については、別に定める強化指定選手選出規定による。

(規格外事項)

第15条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成30年5月18日から施行する。

別表1 (2018.4.3 現在)

アルペンスキーチーム	略号 AS
アルペンスノーボードチーム	略号 SB
クロスカン트리スキーチーム (休会中)	略号 XC
スノーボードフリースタイルチーム	略号 SBF
カーリングチーム	略号 CU